

地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業（通所介護相当サービス）

そらいろデイサービス運営規程

（事業の目的）

- 第1条 株式会社蒼空が開設する『そらいろデイサービス』（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態（通所介護相当サービスにあっては要支援状態事業対象者）にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要支援者、事業対象者の心身の可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名称 | そらいろデイサービス |
| (2) 所在地 | 静岡市駿河区高松 1970-1 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|--------|
| (1) 管理者 | 1名 | （常勤兼務） |
|---------|----|--------|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- | | |
|-----------|------|
| (2) 生活相談員 | 1名以上 |
|-----------|------|
- 生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに対する調整、地域密着型通所介護計画及び通所介護相当サービス計画の作成を行う。
- また、利用者に対し日常生活上の相談その他必要な業務の提供を行う。
- | | |
|----------|------|
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| 看護職員 | 1名以上 |
- 介護職員、看護職員は利用者の心身の状況を的確の把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供を行う。
- | | | |
|-------------|------|--|
| (4) 機能訓練指導員 | 1名以上 | （機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う） |
|-------------|------|--|

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日までとする（ただし、12月30日から1月3日まで） |
|---------|-----------------------------------|

- でを除く)
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。

(事業の利用定員)

第 6 条 事業の利用定員は
次のとおりとする。

月曜日	利用定員	18 名
火曜日	利用定員	18 名
水曜日	利用定員	18 名
木曜日	利用定員	18 名
金曜日	利用定員	18 名
土曜日	利用定員	18 名

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額を利用者から受領するものとする。

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 機能訓練
- (6) 生活相談
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

- 2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1 キロメートルあたり 100 円徴収する。
- 3 食費は昼食 700 円を徴収する（税込）
- 4 おむつ代は、パンツタイプ 150 円/1 枚（税込）尿取りパット 50 円/1 枚（税込）を徴収する
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 生活相談員等は、事業の提供を行っていときに、使用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、静岡市駿河区、清水区、葵区とする。（事業所を起点に西部は石部、東部は清水区駒越、折戸付近、葵区南部とする）

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする

- (1) 他の利用者が適切なサービスを受けるための権利・機会等を侵害してはならない
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する
- (3) 送迎予定時刻は交通事情により多少ずれることがある

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、4 月と 10 月に避難・救済等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社蒼空と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 22 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 8 月 14 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 9 月 10 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。